

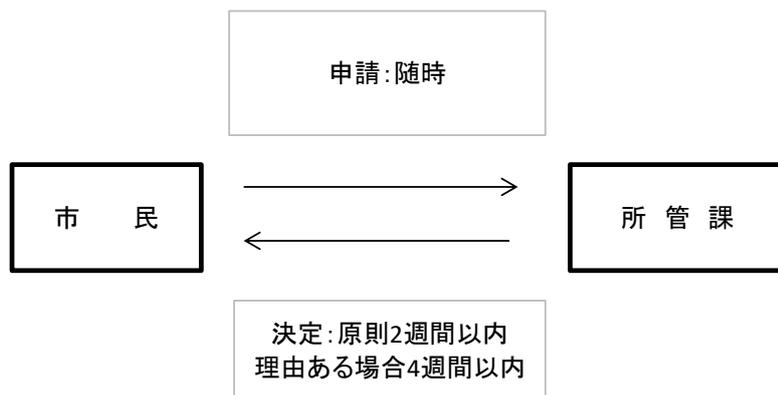
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 25

処 分 名	生活困窮者住居確保給付金の支給	
処 分 の 概 要	生活困窮者住居確保給付金を支給する。	
根 拠 法 令 名	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)	
条 項	第6条第1項	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	約2週間	
標 準 処 理 期 間	計	約2週間
審査基準	<p>生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアルの策定について(平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める基準に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>生活困窮者自立支援法 (生活困窮者住居確保給付金の支給期間) 第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアルの策定について (平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局通知)</p> <p>「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」 第7 住居確保給付金の支給</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。